

公共公益施設整備用地の土壤汚染状況について

1 用地概要

当該用地は、明治 44 年千代田瓦斯株式会社の工場として石炭を原料とした都市ガスの製造を開始し、明治 45 年に東京ガス株式会社と合併し、昭和 18 年までの約 32 年の間、石炭ガスを製造していました。石炭ガス製造停止後は事業所用地等として使用していました。

2 調査方法及び土壤汚染状況

東京ガス株式会社は、「土壤汚染対策法」第 3 条および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：「環境確保条例」）116 条に基づき、10mメッシュの単位区画で、表層土壤の調査とボーリング調査（深度 10m）を実施しました。

調査ポイント 314 地点、調査対象物質 26 項目。

調査の結果、下記の土壤溶出量 8 項目、土壤含有量 2 項目、地下水 3 項目で基準（土壤溶出量及び土壤含有量は土壤汚染対策法の指定基準並びに環境確保条例の汚染土壤処理基準、地下水は土壤汚染対策法の地下水基準）を超えるデータが検出されました。

（基準超過項目及び最大汚染倍率）

土壤溶出量：シアン 1900 倍、ベンゼン 620 倍、鉛 19 倍、砒素 12 倍、水銀 2.2 倍、
ふっ素 4.3 倍、セレン 3.8 倍、トリクロロエチレン 3.2 倍

土壤含有量：シアン 6.2 倍、鉛 32.7 倍

地下水汚染：シアン 100 倍、ベンゼン 27 倍、ふっ素 2 倍